※工業最終ページ

〔8〕 商 業

98. 産業分類別卸売業・小売業の事業所数，

産業分類別(卸売業)	事 業 所 数	従 業 者 数（人）	年間商品販売額（百万円）
総数	2 495	20 159	596 768
卸売業計	569	5 212	289 311
各種商品卸売業	6	61	2 204
繊維・衣服等卸売業	18	206	6 031
繊維品（衣服，身の回り品を除く）	1	3	X
衣服	11	179	5 293
身の回り品	6	24	X
飲食料品卸売業	140	1 197	72 963
農畜産物・水産物	77	623	40 963
食料・飲料	63	574	31 999
建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	117	741	48 249
建築材料	72	462	33 859
化学製品	16	82	4 497
石油・鉱物	7	47	6 442
鉄鋼製品	3	31	X
非鉄金属	2	10	X
再生資源	17	109	1 267
機械器具卸売業	151	1 872	87 388
産業機械器具	55	596	25 081
自動車	34	493	18 351
電気機械器具	35	563	27 145
その他の機械器具	27	220	16 812
その他の卸売業	137	1 135	72 475
家具・建具・じゅう器等	18	143	6 462
医薬品・化粧品等	42	434	48 285
紙・紙製品	8	108	1 834
他に分類されない卸売業	69	450	15 894

資料：ＤＸ推進課（総務省・経済産業省「経済センサス‐活動調査」）
注1）表中の数値は，産業大分類「Ｉ－卸売業，小売業」に格付けられた事業所のうち，以下の全てに該当する事業所について集計されたものである。
・管理，補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
・「事業別売上（収入）金額」の「卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「小売の商品販売額」を合算したものに金額が有り，かつ産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること
注2）年間商品販売額は，令和2年1月1日～12月31日の1年間の実績。
注3）従業者とは，「個人業主」，「無給家族従業者」，「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい，就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいう。

従業者数及び年間商品販売額（令和3年）

令和3年6月1日現在

産業分類別（小売業）	事業所数	従業者数（人）	年間商品販売額（百万円）
小売業計	1 926	14 947	307 457
各種商品小売業	8	548	13 167
百貨店・総合スーパー	3	483	11 729
その他の各種商品(従業者が常時50人未満)	5	65	1 439
織物・衣服・身の回り品小売業	273	1 279	18 800
呉服・服地・寝具	29	97	654
男子服	31	121	1 746
婦人・子供服	128	639	10 667
靴・履物	20	76	1 228
その他の織物・衣服・身の回り品	65	346	4 505
飲食料品小売業	514	5 647	93 517
各種食料品	47	2 200	63 870
野菜・果実	40	229	2 407
食肉	20	102	1 299
鮮魚	21	81	440
酒	25	75	774
菓子・パン	129	695	3 464
その他の飲食料品	232	2 265	21 263
機械器具小売業	293	2 010	66 333
自動車	167	1 286	45 995
自転車	22	51	389
機械器具（自動車，自転車を除く）	104	673	19 949
その他の小売業	766	4 799	100 893
家具・建具・畳	34	188	4 005
じゅう器	31	92	382
医薬品・化粧品	243	1 313	27 253
農耕用品	18	140	3 391
燃料	109	632	30 048
書籍・文房具	47	566	4 110
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器	42	311	6 523
写真機・時計・眼鏡	35	141	1 904
他に分類されない小売業	207	1 416	23 279
無店舗小売業	72	664	14 748
通信販売・訪問販売	55	502	11 958
自動販売機	4	34	807
その他の無店舗小売業	13	128	1 983

99. 旧市町村別卸売業・小売業の事業所数，従業者数及び年間商品販売額（令和3年）

（単位：従業者数（人），年間商品販売額（百万円））　　令和3年6月1日現在

旧市町村別		総　数 注2)	卸売業	小　売　業
			総数	総数
総数	事業所数	2 495	569	1 926
	従業者数	20 159	5 212	14 947
	年間商品販売額	596 768	289 311	307 457
旧佐賀市	事業所数	1 942	457	1 485
	従業者数	16 390	4 442	11 948
	年間商品販売額	512 643	254 274	258 369
諸富町	事業所数	105	37	68
	従業者数	593	271	r 322
	年間商品販売額	17 181	12 778	4 403
大和町	事業所数	169	23	146
	従業者数	1 287	118	1 169
	年間商品販売額	24 788	4 532	20 255
富士町	事業所数	38	4	34
	従業者数	154	23	131
	年間商品販売額	3 325	2 200	1 125
三瀬村	事業所数	27	4	23
	従業者数	139	9	130
	年間商品販売額	870	215	655
川副町	事業所数	112	18	94
	従業者数	766	100	666
	年間商品販売額	16 669	5 001	11 668
東与賀町	事業所数	50	11	39
	従業者数	432	88	344
	年間商品販売額	9 094	2 164	6 929
久保田町	事業所数	52	15	37
	従業者数	398	161	237
	年間商品販売額	12 198	8 145	4 053

資料：ＤＸ推進課（総務省・経済産業省「経済センサス‐活動調査」）

注1）表中の数値は，産業大分類「Ｉ－卸売業，小売業」に格付けられた事業所のうち，以下の全てに該当する事業所について集計されたものである。
・管理，補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
・「事業別売上（収入）金額」の「卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「小売の商品販売額」を合算したものに金額が有り，かつ産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること

注2）年間商品販売額は，令和2年1月1日～12月31日の1年間の実績。

注3）従業者とは，「個人業主」，「無給家族従業者」，「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい，就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいう。

100. 百貨店･スーパー販売額(全店販売額)(令和3～7年)

(単位：百万円)

年次・月	佐　賀　市	佐　賀　県
令和3年	31 774	61 138
4	32 033	62 598
5	33 329	r 64 315
6	33 068	66 870
7	33 128	62 557
令和7年 1月	2 845	5 185
2月	2 432	4 482
3月	2 660	4 928
4月	2 549	4 821
5月	2 603	5 042
6月	2 721	5 163
7月	2 820	5 445
8月	2 865	5 606
9月	2 518	4 821
10月	2 580	4 978
11月	3 015	5 477
12月	3 520	6 609

資料：ＤＸ推進課（経済産業省「商業動態統計調査」）

注1）従業者50人以上の小売事業所のうち，「百貨店」及び「スーパー」に該当する，経済産業大臣が指定する事業所が対象。

注2）百貨店とは，日本標準産業分類の「百貨店，　総合スーパー(561)」のうち，次のスーパーに該当しない，売場面積が1,500平方メートル(特別区及び政令指定都市においては3,000平方メートル)以上の事業所をいう。

注3）スーパーとは，売場面積の50パーセント以上でセルフサービス方式を採用している，売場面積が1,500平方メートル以上の事業所をいう。ただし，商業動態統計調査における「家電大型専門店」「ドラッグストア」「ホームセンター」の調査対象企業の傘下事業所で，調査対象となっているものを除く。

※　売場面積とは，商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積をいう。商品券売場，食堂・喫茶室，連絡通路，エレベーター，エスカレーター，階段，休憩室，化粧室，事務室，倉庫，配送所，駐車場などの面積は含まない。

※　セルフサービス方式とは、値札等により各商品の値段が表示されており，客が自由に商品を選び取って，精算所において一括して代金を支払う仕組みをいう。

〔９〕 金 融